

神奈川県山北町砂利採取税の新設（更新）について

1. 山北町砂利採取税新設（更新）の理由

[山北町協議書抜粋]

（前略）

砂利運搬のダンプカーも町を東西に横切る唯一の主要道路である国道246号線に集中し、同線に至る町道においては、（中略）騒音、振動、砂塵、道路損傷等の問題を引き起こしていることから、昭和57年に砂利採取税を創設し、町道の拡幅、改良、舗装、交通安全施設の整備等を実施してまいりました。

（中略）

これらの住民生活に直結している町道の整備事業については、今後も継続して実施していく必要があり、当町のような山間部の観光及び農業を中心とした町にとっては、その財政負担は極めて重い状況となっています。

そこで、これらの財政需要の一部に充てるためその主要な原因者である砂利採取業者に対し応分の費用負担を求めることとして、砂利採取に係る法定外普通税を新設しようとするものであります。

なお、現在実施している砂利採取税は平成29年3月31日まで存続しますが、砂利の採取に伴う財政需要は引き続き提起されている状況から、再度新設協議をするものです。

2. 山北町砂利採取税の概要

課税団体	神奈川県山北町
税目名	砂利採取税（法定外普通税）
課税客体	岩石 ^(※1) 及び砂利 ^(※2) の採取
課税標準	岩石及び砂利の採取量
納税義務者	砂利採取業者
税率	岩石（山砂利）…10円／m ³ 砂利（川砂利）…15円／m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）4.3百万円 （平年度）4.3百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

※1 採石法第2条に定義する岩石をいう。

※2 砂利採取法第2条に定義する砂利をいう。

○採石法（昭和25年法律第291号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石をいう。

○砂利採取法（昭和43年法律第74号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行なう事業をいう。

3. 同意要件との関係

山北町砂利採取税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

国税又は他の地方税において、山北町砂利採取税と課税標準（岩石及び砂利の採取量）を同じくするものは存在しない。

② 住民の負担

山北町砂利採取税の税率は、1 m³当たり10円（岩石）又は15円（砂利）である。また、納税義務者たる砂利採取業者の税負担割合（砂利の販売価格に対する砂利採取税の割合）は、平成28年度現在、以下のとおり（山北町試算）であり、砂利採取業者にとって過重な負担とは言えないと考えられる。（平成23年度の前回更新時における税負担割合は岩石及び砂利ともに0.41%。）

種別	税率(A)	販売価格(B)	負担割合(A/B)
岩石（山砂利）	10円/m ³	2,461円/m ³	0.41%
砂利（川砂利）	15円/m ³	3,695円/m ³	0.41%

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

山北町砂利採取税が建設資材の価格、建築費に占める割合（平成28年度）は以下のとおり（山北町試算）であり、この程度の割合であれば、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えると

は言えないと考えられる。

- ①生コンクリート（1 m³当たり）…0.069%（H23:0.071%）
- ②U字側溝600（100個当たり）…0.012%（H23:0.012%）
- ③一般住宅建築（3.3m²当たり）…0.001%（H23:0.001%）

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

山北町砂利採取税は砂利採取に起因する交通事情の悪化等に対応する諸施策を講ずるため、砂利採取業者に応分の負担を求めようとする税であり、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している山北町砂利採取税については、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。